# 現時点で皆様に確認をお願いしたいこと(①～⑤)

町会・自治会等(以下「町会」)の負担軽減を図るため、要件を満たす防犯灯について、市で移管を受け、維持管理していく事業を開始します。
この事業の開始に当たり、皆様にお願いしたいことをお知らせします。

## 1 規約・会則



規約や会則を確認し、手続きが必要となる内容をあらかじめご確認ください。
(例:防犯灯が財産目録に掲載されているか、財産処分に当たり総会の議決が必要かなど)
※規約で防犯灯が財産とされ、処分に総会の議決を要する場合は、必ず総会を開催してください。

## 2 意思決定の方法



令和9年秋頃の最終意向確認に向けて、3ページを参考としながら、意思決定の方法をご検討ください。

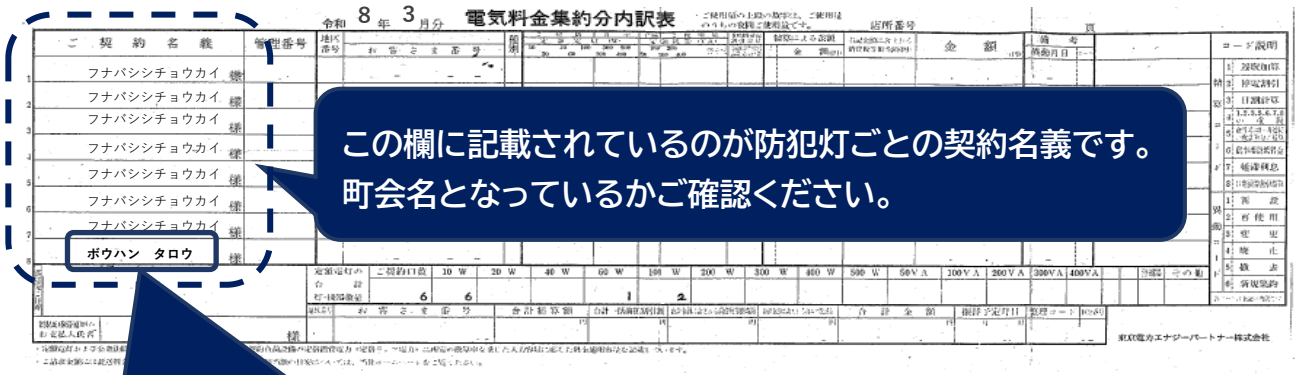
## 3 電気料金の契約名義



防犯灯の電気料金の契約名義が町会名でないと、町会所有であるかの確認ができないため、市に移管することができません。

契約名義をご確認いただき、町会以外の個人名義等になっている場合には、お早めに名義変更の手続きをお願いします。

なお、防犯灯ごとの契約名義は、3月・9月の電力会社の電気料金集約内訳表でご確認いただけます。お手元にある場合には、内容をご確認いただき、捨てずに保管してください。




町会名でない契約名義(例:会長名等)の場合は、町会名に変更をお願いします。

<変更方法>
東京電力カスタマーセンター(0120-995-001)に連絡し、該当の契約名義を変更したい旨お伝えください。

契約数が多い町会の場合、電気料金集約分内訳表が複数連なっています。

## 4 防犯灯の所有者

防犯灯の所有が町会か曖昧な場合には、所有者をご確認ください。
（例：私有地の敷地内にある防犯灯、マンション管理組合の所有など）

## 5 独立柱の状態・所有者

### 独立柱の状態

現地調査で独立柱の腐食状態など強度確認等を行いますが、安全のため引き続き柱の状態についてのご確認をお願いします。

独立柱の交換工事は、町会において補助金を活用し、ご対応いただいています。将来の建て替えに備え、計画的な修繕費等の積立についてもご検討ください。

### 独立柱の所有者

市への移管を希望する場合、町会以外の方が所有している柱に設置されている灯具は、原則として移管対象外となります。（例：個人所有の柱等）

改めて町会内にて所有者のご確認をお願いします。

## その他のお知らせ

新たな灯具（リース灯具）への付け替えについて

① 10ワット高照度（従来の20ワット相当）の昼白色LED灯具を設置予定です。
（一般的な形状の灯具です。）

② 令和7～9年度に補助金を受けて設置した防犯灯は、エコの観点から交換工事を行わず、事業者が維持管理します。

③ 調査結果に基づき、設置場所に変更が生じる可能性があります。（例：独立柱に設置されている防犯灯を近くの電柱へ付け替えるなど）

④ リース灯具（①のとおり）への付け替えを希望しないデザイン灯等は、従来どおり補助金をご活用いただき、対応をお願いする予定です。

# 意思決定の方法について、いくつかのパターン例を紹介します

推奨

## 事前に「条件付き」で決議

最終意向確認前に開催される通常総会において、「調査結果を受け、移管可能な防犯灯は、市に全て移管する。」といった形で、条件付きで事前に総会で決議します。

| 令和8年度 | | | | | | 令和9年度 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| **通常総会**（開催時期は町会による） | | | | | | | | | | **市に回答** | | | | | | | |

（調査結果の提示・最終意向確認）

## 事前に「役員会に一任」で決議

最終意向確認前に開催される通常総会において、「防犯灯の市への移管に関することについては、役員会に一任する。」といった形で、事前に総会で決議し、最終意向確認時に役員会で決定します。

| 令和8年度 | | | | | | 令和9年度 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| **通常総会**（開催時期は町会による） | | | | | | | | | | **役員会で決定<br>➡市に回答** | | | | | | | |

（調査結果の提示・最終意向確認）

## 書面評決や多数決で決議

総会を開催せず、最終意向確認時に書面や回覧等で会員の賛否を問い、市に防犯灯を移管することを決議します。

| 令和8年度 | | | | | | 令和9年度 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| | | | | | | | | | | **書面評決・多数決**など<br>**➡市に回答** | | | | | | | |

（調査結果の提示・最終意向確認）

## 通常総会・臨時総会で決議

最終意向確認時に「通常総会」又は「臨時総会」を開催し、市に防犯灯を移管することを決議します。

| 令和8年度 | | | | | | 令和9年度 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| | | | | | | | | | | **通常総会・臨時総会<br>➡市に回答** | | | | | | | |

（調査結果の提示・最終意向確認）

## おおまかなスケジュール

※今後の詳細なスケジュールは、別紙にて同封しております。

**令和8年度**

### 現地調査・柱の強度調査



- 委託事業者が市内全域の防犯灯の設置状況や独立柱の腐食状態などの強度確認等を実施。
- 調査期間は、令和8年10月下旬から令和9年夏頃まで。

**令和9年度**

### 調査結果の提示、最終意向確認、市への移管手続き



- 調査結果を町会に提示（夏頃）、最終意向確認を実施。（秋頃）
- 市への移管を希望した場合には、移管手続に必要な書類を提出。

**令和10年度**

### （市移管の場合）市で一斉交換工事



- 市移管の防犯灯を新規灯具に付け替え。（町会負担なし）
- 市に防犯灯を移管した町会は、電気料金の支払い不要。（R10～）

**令和11年度以降**

### 維持管理（リース）開始（コールセンター設置）



- 故障や不具合の対応をするコールセンターを設置。
- 市移管の防犯灯は、故障等の連絡を受けてから原則3～5営業日を目安に対応。

## ご質問・ご相談について

### ＜防犯灯設置管理事業専用ホームページ＞

船橋市ホームページに、防犯灯設置管理事業の専用ページを作成しました。
過去の資料や、Q&A、お役立ち書式等を掲載いたします。
是非ご活用ください。

（専用ホームページ）

【URL】
https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/chiiki/003/p150965.html

### ＜防犯灯設置管理事業に関するお問い合わせフォーム＞

本事業に関するご質問やご不明な点がございましたら、専用の質問フォームをご用意しておりますので、お気軽にご利用ください。

（お問い合わせフォーム）

【URL】
https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/surveys-alias/securitylight-inquiryform


**【お問合せ先】**

〒273-8501　船橋市湊町2－10－25

船橋市　市民生活部　自治振興課　自治振興係

電　話：047－436－2022　ＦＡＸ：047－436－2167

メール：jichishinko@city.funabashi.lg.jp